

出雲市農業委員会（第1期）第23回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 令和元（2019）年5月27日 午前9時30分 ～午前11時00分

2. 場所 出雲市役所本庁 1階 くにびき大ホール

3. 出席委員（22名）

大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	落合 光啓	原 孝治
津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見	塩野 一男
持田 守夫	小村 伸治	河原 基	佐藤 さゆみ	若槻 博美	勝田 茂
高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄		

4. 欠席委員（2名）

秦 久光 遊木 龍治

5. 提出議題

〔1〕報告

報第66号 会長専決処分の報告

報第67号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第68号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議案

議第154号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議第155号 平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議第156号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第157号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第158号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明について

議第159号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第160号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第161号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第162号 非農地証明について

議第163号 平成31年度（令和元年度）農業者年金加入推進活動計画について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が全国会長大会で東京へ出張のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定

に基づき、竹内会長職務代理が議事進行を行う。竹内代理が総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号23番 勝部隆司委員と24番 江角隆雄委員を指名する。

議長 本日の議事進行について説明します。

本日は、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいておりますので、初めに、平成30年度の活動の点検・評価及び平成31年度（令和元年度）の活動計画を審議します。ここまでは、農地利用最適化推進委員の方にも参加していただき、連絡事項を行い、休憩をはさんで、その後は農業委員のみで報告事項及び議事の残りの審議を行います。

それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

議第154号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡次長 議第154号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明します。平成30年度の活動の点検・評価については、4月25日に農地部会において検討をいただいております。それでは、議案（議第154・155号）1ページから10ページをご覧ください。

まず、2ページのⅠ農業委員会の状況については、昨年4月の総会で決定いただいた、活動計画と同様、平成30年3月末の状況で記載しています。

次に、3ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてです。平成30年度の実績については、平成31年3月末での集積です。平成29年12月末と比較しますと、219ha増加していますが、平成30年3月末と比較しますと26haの増加となりました。目標の達成に向けた活動実績では、各地区の担い手の明確化や集落営農の方向性を協議し、任意の営農組合に法人化を働きかけ、昨年度は2組織の法人が設立されました。目標に対する評価については、今年度は、各地区における担い手の明確化や集落営農のステップアップとして法人化を促進し集積につなげる話し合いを進め、2組織が法人化され、22.3haが集積となりました。活動に対する評価は、担い手の明確化、集落営農の方向性等を協議しても、その地域にリーダーとなれる人材があるかによって、地域差が出てきている状況にあります。

次に、4ページ、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。目標は、新規就農の個人の人数を目標として掲げており、農業支援センターで作成している6経営体を目標としていましたが、平成30年度は5経営体の参入となりました。目標達成に向けた活動実績としては、関係機関と一体となり、就農認定や

就農者のフォローアップを行いました。目標まではいきませんでした。活動の評価としては、就農相談のフォローアップは行っていますが、計画通りの経営が進まない状況も出てきており、一層のフォローアップを行って定着化させる必要があると考えています。

次に、5ページ、IV遊休農地に関する措置に関する評価についてです。遊休農地の解消目標面積については、農地利用最適化交付金の成果目標である5.8haで設定したため、基準としては高めの設定であったと思います。また、10月の総会後に新たな遊休農地を中心に、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、該当の農家に対し訪問指導していただいた結果昨年に比べ4haの解消となりました。結果として、遊休農地率が1%以下となりました。

農地利用状況調査については、全農地が対象であるため、7月から8月末にかけて全筆調査及び重点調査を行いました。また、先に述べましたとおり、利用意向調査の実施については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、11月から12月に該当農家への訪問していただく形で実施しました。全体的には農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の活動により、遊休農地は減少につながりました。今後は、目標設定や指導体制・方法を改善し、遊休農地の発生防止に努めて行かなければならないと考えています。また、その他の活動として湖陵地域で18haの非農地判断を行っています。

次に、7ページ、V違反転用への適正な対応についてです。平成30年度は農地パトロールにあわせて実態把握に努めるとともに、さらに違反状態を改善するために個別指導を行ってきたところがございます。その結果、事後追認を含めまして、2.7haについて解消しましたが、改善されていないところも残っています。今後も実態を把握し、是正指導を強化し、違反転用の解消を図る必要があります。

次に、8ページ、VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。農地法第3条に基づく許可事務については、年間115件を受付、許可を行っています。また、農地転用に関する事務では、4条、5条合わせて439件（4条84件、5条355件）の審議を行っています。処理期間についても、標準期間としては、農業会議の意見を聴く案件の35日とし、農業委員会の総会で決定するものもあるため、平均は30日としています。

農地所有適格法人からの報告については、100法人がありますが、1法人から報告書の提出がない状況です。引き続き提出を求めていきます。

情報提供についてです。賃借料情報の調査・提供については適正に実施しており、昨年11月にホームページ及び広報いずもには12月号に掲載しております。農地台帳の整備については、7月に住基情報との突合及び固定資産税の情報更新しております。また、11月に住基との突合を行っています。

10ページのVII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、意

見交換等行っていませんので特にございません。意見交換会については、人・農地プランの実質化等の動向を把握した上で検討したいと考えています。①転用に関し、事業者が隣接農地所有者への事業計画の説明不足、隣接農地への耕作上の影響について思慮不足、②転用実施に伴う災害に対する近隣住民の連絡などがありました。

10ページの下段ですが、Ⅷ事務の実施状況の公表等については、議事録や活動計画の点検・評価についてはホームページで公表しています。

説明は以上です。

竹内代理 先日、総会後にこの件について農地部会を開催されておりますので、大槻農地部会長から報告をお願いします。

大槻委員 担い手への農地集積については、農業委員、農地利用最適化推進委員がどのように関わるかが課題となっておりますが、人・農地プランの実質化と併せて検討していく必要があると考えています。

遊休農地の発生防止・解消につきましては、皆様方には大変お世話になり、遊休農地率1%以下となりました。しかし、耕作放棄地に対しての指導については、一部では協力が得られない状況があり、今後も関係機関と連携・協力していく必要があると考えています。

農地部会の意見としては、点検評価については、記載のとおりで良いとの考えです。今後も、農地利用の最適化の推進にご協力をいただきますようお願いいたします。

竹内代理 事務局から説明及び大槻農地部会長から報告がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

竹内代理 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第154号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認される方の挙手を求めます。

竹内代理 挙手全員と認めます。

よって、議第154号を承認いたします。

次に、議第155号平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡次長 議第155号平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてご説明いたします。議案書の11ページからになります。

平成31年度の活動計画は、昨年末に決定された平成30年度の活動計画を引継ぐように計画を作成しています。また、4月25日の総会後に開催しました農地部会で検討いただいたところです。

12ページの農業委員会の状況については、上段の農家・農地等の概要については出雲市全域の平成31年3月31日現在としています。データは、農林業センサス等の統計データ及び市がもっているデータです。下段の農業委員会体制は平成29年9月22日に新出雲市農業委員会が発足し、新制度に基づく委員構成として記載しています。

13ページの担い手への農地の利用集積・集約化については、平成31年3月末現在の集積率53.41%です。課題としては、前年から変わりなく、条件が悪い農地はなかなか借り手がなく、また、圃場条件が異なる場合は、交換等を行って、集約することが難しい状況であること、及び高齢化等により個人経営継続が難しい農地については、認定農業者等の担い手へ集積・集約をすすめていく。目標については平成31年3月末現在の4,171haに2法人程度の設立で40ha及び他10haを見込み新規集積面積50haを加えた面積としています。関係機関と連携し、任意の営農組合の法人化及び利用権の終期がくる農地で、営農継続が困難な農業者の農地については、認定農業者等の担い手へ集積を推進していくこととしています。

14ページの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、毎年4～8経営体が新規参入しています。面積につきましては、施設園芸での参入であり、大面積を経営する個人での参入はない状況です。課題としては、就農時に多額の支出が見込まれることから、支援が必要であること、また、情報提供が必要であることとし、計画については、市が定める目標で、市全体で5経営体の参入目標とし、関係機関と連携し取り組むこととしています。

15ページの遊休農地に関する措置については、遊休農地76haであり、本年度は遊休農地率1%以下を維持できるよう目標面積1haとし取り組むこととした。農地の利用状況調査の方法は、①農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんによる日常の見守り調査、②農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員等による重点調査の二本立てにより実施したいと考えます。基本は、全筆調査ですので、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん

には農地パトロール以外の3条、4条、5条等許可前の現地確認等も含めた日常の農地の見守り活動のなかで全体の把握に努めていただきますようお願いいたします。調査の時期は、今年は7月～8月、結果の取りまとめは9月～11月とし、遊休農地への指導は通年です。利用状況調査に基づき、利用意向調査を11月から12月に行い、取りまとめを12月から来年の2月にかけて行う予定です。農地パトロールの具体的な方法については、6月19日開催の総会でご説明します。

16ページの違反転用への適正な対応については、全体の把握はなかなか難しい面もあると思いますが、日ごろの見回りや農地パトロールで把握した違反転用については、適正な対応を行うとしています。

説明は以上です。

竹内代理 先日、総会後にこの件について農地部会を開催されておりますので、大槻農地部会長から報告をお願いします。

大槻委員 担い手への農地集積の推進については、農地利用の最適化の推進指針では、国の最適化交付金の目標が高すぎ、また、畑地の集積は難しい面があるため、現実的な目標として推進したいと考えています。

遊休農地の発生防止・解消では、遊休農地率1%以下を維持するよう目標を設定し、指導を行う計画としていく考えでいます。

農地部会としては、昨年引き続き必要な事項のみの変更とし進めることとしたいとの考えですのでよろしく願いいたします。

竹内代理 事務局から説明及び大槻農地部会長から報告がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

原推進委員 農業新聞等で中間管理機構に関する法律の変更があったと認識しておりますが、内容の記載がありませんでしたので、その詳細について情報がありましたら教えてもらえないでしょうか？

今岡次長 法律に変更はありましたが、詳細については把握しておりません。
施行までに半年位の期間がありますので、どこかのタイミングで研修が出来

ればと考えております。

中間管理については円滑化事業から移行していくような変更もあります。また、中間管理の場合ですと市の集積計画、県の配分計画と一緒に出来るという話もされております。我々も施行に関しては具体的な内容は聞いておりませんが、内容が固まり次第、研修会を開催できたらと思っております。

原 委員 認定農業者の為に利用権設定を組む訳ですが、中には利用権設定を組んで自己管理をされてる方もいらっしゃるように見受けられます。個人的には、そのようなやり方は改めるべきだという考えでおります。認定方法を見直すべきではないでしょうか。

事務局長 恐らく借り手の方がなされた事だと推察しますが、利用権設定につきましては農業振興課の方でマッチングはしております。しかし、借り手の方が農地をきちんと管理、活用出来ていないように見受けられるケースもあるという事も把握しております。

今後は農業支援についての指導はもちろんですが、先ほどご指摘頂きました課題につきまして農業振興課と一緒に、担い手にきちんと指導していきたいと事務局としても考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

竹内代理 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

竹内代理 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第155号平成31年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。

竹内代理 挙手全員と認めます。

よって、議第155号を承認いたします。

ここで、10分の休憩といたします。

議 長 会議を再開します。

報告事項、報第66号会長専決処分の報告、報第67号農地法第18条第6

項の規定による通知について、報第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに報第63号「会長専決処分報告」をいたします。

まず、第22回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件及び農地法第5条8件については、5月10日開催の島根県農業会議第38回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条0件及び農地法第5条7件を、常設審議委員会当日の5月10日付けで許可決定しております。

次に、第21回総会で農地法第3条買受適格証明の承認を行った1案件について、最高価格となったことにより、農地法第3条の申請があり、内容に変更がないことを確認し、決裁日の5月13日付けで許可を決定しております。

以上、報告といたします。

続いて、報第67号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

林 主事 それでは、報第67号について、説明します。報告資料をご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号22番から26番の5件の通知がありました。耕作者変更が3件、中間管理事業への変更が2件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上、報告といたします。

議 長 こちらの案件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。
承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

竹内代理 続きまして、報第68号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林 主事 それでは、報第68号について、説明します。報告資料の ページをご覧ください。

農地法第3の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第19番から34番までの16件でした。取得事由は、受付番号28番が遺贈によるもの、その土地の被相続人が委任法上記載のある方にまとめて遺贈する場合を包括遺贈と言いますが、まとめて遺贈する際は民法上の相続の行為と全く同じ性質を持っていますので、農地法の許可を要しないものとなり、今回報告事項に挙げさせて頂きました。また、包括遺贈とは別に特定遺贈というものがございます、例えば、亡くなられた方が1番の土地はAさんへ、2番と土地はBさんへといったように相続人を特定してしまうような遺言への贈与を行う場合は、農地法の許可を要するものとなります。このように特定遺贈の場合は農地法第3条申請をして頂くこととなります。

今回の受付番号28番の場合は、持っている農地全てを届出人の方へ遺贈という事でしたので、農地法第3条の3で報告させて頂きました。遺贈につきましては以上でございます。それ以外の15件が相続によるものです。

また、3ページをご覧ください。受付番号24番の届出人よりあっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。

なお本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、5月13日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。

勝部委員 6ページの34番についてですが、この農地は現在私が借りている農地ですが、貸し手の先代が亡くなられましたので若い方に農地が移ったのですが、利用権の設定は一回解除してから、相続人の若い方と利用権設定をやり直すのが正しい手続き方法ではないかと思えます。

しかし相続関係の手続きは、農業委員会への届出になっておりますが、受付段階で利用権設定について確認してもらい、再設定が必要だと思えます。

手続きにつきましては、事務局で指導して頂かないと亡くなられた方と今後も利用権を設定していることになってしまいます。ですので、事務的な部

分につきましては、指導していただきますようよろしくお願いいたします。

今岡次長 先ほどのような、賃貸借の契約の場合は借り手側が継続することになりますので、特に今まで変更等を求めることはございません。しかし誰に支払うですとか、直接やりとりしている相手が誰になるかが大事になってくると思います。

そのような点につきましては、内部協議をさせて頂きたいと思っております。

議 長 他にご質問はございませんか。

質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第156号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課農地利利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第156号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、5月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、61筆、66,254.00㎡、うち新規の設定が39筆、46,287.00㎡、再設定が22筆、19,967.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄、10筆、2,975㎡です。また円滑化事業分が、3ページの左上の表の合計①欄、39筆、38,116.00㎡で、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、12筆、25,163㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、124筆、116,878.00㎡、うち新規の設定が33筆、26,825.00㎡、再設定が91筆、90,053.00㎡です。

この内訳は、相対分が2ページ右下の表の合計②欄、19筆、13,55

8㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、28筆、33,972㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、77筆、69,348㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。185筆、183,132.00㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。22ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び23ページの「所有権移転総括表」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、1筆、1,070㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、4月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議長 説明ありがとうございました。

この件につきましては、関与委員案件となります。該当の方は、席を外して頂きますようお願いいたします。

それでは、議題となっております議第156号のうち、7件が農業委員関与案件となっております。

そのうち、17番河原基委員の関与案件が、6ページの1300-61番の1件、9番神田伯委員の関与案件が、6ページの1300-62番、1300-64番の2件、5番恩村光則委員の関与案件が、14ページの1300-90番から1300-92番の3件、13番塩野一男委員の関与案件が、23ページの1500-1番の1件、以上となります。

それでは、最初に17番河原基委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番河原基委員が除斥

となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見はないものと認めます。
そうしますと、議第156号のうち、17番河原基委員の関与案件1件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、17番河原基委員の関与案件1件の先議案件を承認します。ここで、河原委員の除斥を解除いたします。

続いて、議第156号のうち、9番神田伯委員の関与案件2件を先議案件とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番神田伯委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見はないものと認めます。
そうしますと、議第156号のうち、9番神田伯委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、9番神田伯委員の関与案件2件の先議案件を承認します。ここで、神田委員の除斥を解除いたします。

続いて、議第156号のうち、5番恩村光則委員の関与案件3件を先議案件とします。この先議案件につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

無いものと認めます。議第156号のうち、5番恩村光則委員の関与案件3件を先議案件といたします。

議長 この案件につきまして、承認される方の挙手を求めます。
挙手全員ですので、5番恩村光則委員の関与案件3件を承認いたします。
続いて、議第156号のうち、13番塩野一男委員の関与案件1件を先議案件とします。

議長 この案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
無いものと認めます。
この案件につきまして、承認される方の挙手を求めます。
挙手全員ですので、13番塩野一男委員の関与案件1件を承認いたします。

議長 続きまして、議第156号のうち、先ほどの先議案件7件を除く全ての案件

についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見はないものと認めます。
そういたしますと、議第156号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第156号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について承認いたします。

議長 次に、議第157号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

議長 事務局から内容について、説明をお願いします。

林 主事 それでは、議第157号農地法第3条の規定による申請について説明します。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転の申請が5件ありました。個別の事案について説明します。議案の2ページをご覧ください。

受付番号15番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号16番です。譲渡人は労力不足のため、経営規模の拡大を望む受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として野菜等を栽培される計画です。

受付番号17番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号18番です。譲渡人は県外在住による耕作不便となったため、親戚であり経営規模の拡大を望む受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号19番です。譲渡人は遠隔地在住による耕作不便であるため、従前より申請地を耕作しており経営規模の拡大を望む受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として果樹を栽培される計画です。

以上受付番号15番から19番については3ページの調査書に記載してありますとおり、農地法第3条2項各号にございます、不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 先ほどの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第157号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第157号を承認いたします。

次に、議第158号農地法第3条第1項目的の買受適格証明について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 農地法第3条目的の農地買受適格証明について説明します。

初めに、農地買受適格証明について簡単に説明します。これは、公売に参加するために必要な証明で、参加する者は証明書を有している者に限定されます。落札しますと、所有権を移転することになりますので、農地を買い受けることについて、農地法3条や5条の規定による許可ができる者に、許可権者が証明書を交付することになっています。交付の手続きは農地法の許可の手続きに準じて行うことになっています。

この事案では、農地を取得し農地として使用する計画ですので、農地法第3条第1項目的に該当します。

今回の議案ですが、具体的には松江地方裁判所が実施する農地の公売に参加するためのものです。入札で最高価申込者となった者に対して、売却決定がなされることとなります。また、次順位による買受の申し込み制度があり、落札者が買受代金を納付しなかった場合などに次順位申込者に売却決定されます。

それでは受付番号1番の内容について、説明いたします。申請者は、経営規模の拡大のために申請地で耕作したいとのことです。自宅からの通作距離は約30mです。農業従事者は、申請人本人とその世帯員で、年間の農作業従事日数は約100日です。経営面積は、約48aとなり、芦渡町の別段面積40aを満たします。また、担い手への利用集積を阻害することはありません。よって農地法第3条第2項各号にあります、不許可の該当条項に該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、この総会で承認されますと、本日5月27日付で、農業委員長名で証明書を交付します。申請人が最高価申込者又は次順位申込者となり、農地法第3条の許可申請をされた場合、会長が証明書交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、会長専決で農地法第3条の許可をし、その許可書を持って土地の売却決定、買受代金納付、所有権移転登記の手続きという流れになります。

以上で説明を終わります。

議長 先ほどの事務局からの説明に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第158号農地法第3条第1項目的の買受適格証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第158号を承認いたします。

次に、議第159号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 それでは、議第159号の4条申請についてご説明いたします。議案書は6ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は1ページから6ページです。

今月は4件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件は1件です。なお、6月開催予定の第39回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは1件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書6ページの受付番号13番についてご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。転用場所は古志コミュニティセンターから南へ1.0kmあまりの、簸川南広域農道との信号機のある交差点から少し西にいったところの田1筆です。詳細な位置につきましては、2ページの付近案内図でご確認ください。

転用目的は、太陽光発電設備です。面積については、転用面積・事業面積がともに1,146㎡です。申請地の北寄りにパネルを間隔を置かずに並べ、南

側はパネルを取り外して点検や修繕等を行う際の作業スペースとして計画されています。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は第2種農地です。土地利用計画との調整については、平成31年3月に農用地区域から除外されています。許可該当条項は、法第4条第6項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画について説明します。申請地は、申請者の自宅に隣接する自己所有地です。申請地に太陽光発電設備、パネル324枚を設置する計画です。資金計画につきましては、所要資金額500万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、すべて自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書を確認しています。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました全4案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

以上で説明を終わります。

議長 先ほどの案件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第159号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第159号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に、議第160号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第161号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは、議第160号の5条申請についてご説明いたします。議案書は7ページから11ページ、説明資料は4ページから18ページ、参考資料は7ページから44ページになります。今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が20件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が2件で合計24件提出されております。今月の説明案件は5件ございます。なお、6月開催予定の第39回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月

からは5件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書7ページの受付番号26番についてご説明いたします。

説明資料の5～10ページをご覧ください。転用場所は、県道多伎江南出雲線の一の谷公園入口交差点約150mの位置にある田2筆です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積は2,224㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で土木建築業及び不動産業を営んでいる法人です。この度、第一種住居地域内の申請地を取得し、宅地分譲地を10区画を造成する計画です。

資金計画につきましては、所要資金額6千9百76万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

続いて、議案書7ページの受付番号27番についてご説明いたします。説明資料の7～9ページをご覧ください。転用場所は、出雲市隣保館から東に150mにある田5筆です。転用目的は『分譲マンション』です。転用面積は2,936㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、旧トライアル敷地で分譲マンション事業を営んでいる法人です。この度、第一種住居地域内の申請地を取得し、マンション1棟を建築し、79台分の駐車場を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額5億円で、これに対する資金調達は、5,000万円を自己資金で、4億5千万円を借入で賄う計画で、計画者の残高証明及び島根中央信用金庫の融資証明を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号33番についてご説明いたします。説明資料の10～11ページをご覧ください。転用場所は、長浜神社から約400m東にある畑3筆です。転用目的は『太陽光発電施設』です。転用面積は1,426㎡で、すべて畑です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で建築工事業や自然エネルギーによる発電事業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、太陽光発電施設を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2千4百9万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、島根銀行の融

資証明を確認しています。

続いて、議案書 8 ページの受付番号 35 番についてご説明いたします。説明資料の 13～15 ページをご覧ください。転用場所は、一畑電鉄浜山公園北口駅の約 360 m 南西の畑 2 筆です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『資材置場・駐車場』です。転用面積は 610 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第 2 種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第 45 条第 2 号に規定する「公共 500」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で廃棄物の収集・運搬業を営んでいる個人です。この度、申請地を取得し、コンテナ置き場及び駐車場を整備する計画です。今回の申請地の 1 筆については昭和 55 年 5 月に一般住宅として許可されており、もう 1 筆については、進入路として許可済みであり、今月併せて事業計画変更申請も提出されております。資金計画につきましては、所要資金額は 300 万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書 10 ページの受付番号 45 番についてご説明いたします。説明資料の 16～18 ページをご覧ください。転用場所は、稲荷神社から約 360 m 西の田 1 筆です。位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『牛舎』です。転用面積は 833 m²で、すべて田です。権利の種類は、賃借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項ただし書きに規定する「農業用施設」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で農業を営んでいる法人です。現在の牛舎の所有者は、建築の際に誤った地番で転用申請を行っていたため、申請地には既に牛舎が建築されています。この度、申請地を賃借し、牛舎を譲り受けるにあたって転用許可を得るものです。資金計画につきましては、所要資金額 1,896 万 9 千 80 円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、島根県農業協同組合の融資予定証明書を確認しています。

続いて、議第 161 号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は 12 ページをご確認ください。今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が 4 件提出されております。事業計画変更については、今月分の説明案件は 1 件ございますが受付番号 35 番で説明致しましたので、内容につきましてはここでは割愛させていただきます。その他の事業の概要につきましては、議案に記載しておりますのでご確認ください。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が 6 件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれ

も申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請24件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。

議 長 それでは、議第160号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第161号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第160号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第161号を決定いたします。

次に、議第162号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第162号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の13ページ、説明資料は19ページから20ページをご覧ください。今月は1件の申請がありました。

申請地は、佐田町朝原の3筆、計1,308㎡です。説明資料の19ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料20ページの現況写真をご確認ください。申請地は、傾斜地であり山林に囲まれた農地で日当たりが悪く、50年以上前から耕作されず、現在は山林となっています。

現地確認は4月22日に板垣農業委員、田部推進委員、事務局職員で行っています。

申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、また、相続以外の権利関係等の異動はございません。本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（傾斜地であり耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議長 担当農業委員さん、補足はございますか。

板垣委員 先ほど、事務局から説明がありました通り、50年以上前頃から耕作はなかったということございまして、非農地証明の対象になるのではないかと確認したところです。

以上でございます。

議長 事務局、担当農業委員から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第162号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって議第162号は承認いたします。

次に、議第163号平成31年度（令和元年度）農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 平成31年度農業者年金加入推進活動計画の決定について説明させていただきます。

それでは内容を説明していきます。

1. 今年度の加入目標人数から説明していきます。独立行政法人農業者年金

基金は、昨年平成30年度より「加入推進累計13万人早期達成3ヵ年強化運動」をスタートしています。この運動のもと島根県農業会議は、県内の市町村の加入推進目標を設定しています。出雲市農業委員会には、3年間で12人の新規加入という目標があげられました。30年度は3人が加入されましたので、今年度の加入目標人数を5人としました。このうち20歳から39歳までの方を、2人、女性の方は1人を目標とします。

次に、2. 加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。今年度の加入対象者は24人です。このうち20歳から39歳までの方は10人、女性の方は5人としています。対象者数は委員さん1人につき1人加入推進をお願いしたく設定しております。

3. 地区別加入推進班の整備につきましては、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは、後で説明します加入対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただき、加入の見込みがある方がいらした場合は、事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。

4. 加入対象者名簿の更新年月日については、ご覧のとおりです。加入対象者名簿の詳細については、4ページをご覧ください。名簿につきましては、農業支援センターから、認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整をしたものです。名簿の見直しを行い、比較的就農期間が長く資金的にも余裕があるであろう40代の方を中心に掲載しております。

5. 加入推進強化月間については、年度の後半に加入推進強化月間を2回設けるよう計画しました。今年の10月・11月、令和2年の1月・2月に加入推進強化月間としました。

6. 個別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先ほど説明いたしました加入対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。なお継続的な取組をお願いしたいので、秋に声をかけていただいた方に、再度冬にも声掛けをお願いするような計画にいたしました。

7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。JA（出雲、斐川）と事務局の打ち合わせはすでに実施しております。今後の計画としまして、5月の農業委員会総会で活動計画の承認を得ていく考えです。

8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度は、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何回か開催されるもので、支援センターと連携をとり、新規就農者の加入推進にあたる予定です。

9. 啓発普及活動については、6月に市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、9月頃を目途にJA出雲地区本部及び斐川地区本部内の各支店30店舗にパンフレットを設置させていただこうと考えております。

10. その他として、窓口での加入相談と新たな受給者向けの年金相談会の開催を予定しています。

以上、平成31年度農業者年金加入推進活動計画の決定について、説明は以上でございます。今回、農政部会で審議をしていただき、次回の総会へ提出する予定としております。

よろしく願いいたします。

議長 前回の総会后に、この件について農政部会が開催され、検討されておりますので、河原農政部会長からご報告をお願いします。

河原委員 先般、平成31年度（令和元年）の計画を立てました。農業者年金加入につきまして平成30年度は、3名の方に加入して頂き加入促進に繋がりました。今年度は5名の方にご加入してもらえよう計画を立てましたが、丁寧に説明をして差し上げなければ、なかなか加入まで成果を上げる事は難しいと思います。また、若い方で経営者としてやっていらっしゃる方で、業績がうまく上げられない方は農業者年金に加入されない傾向にあります。

しかし、親子で農業に従事していらっしゃる方や収益をあげられる方は加入された方が良いと個人的には思っております。

それを踏まえ、農業委員さんにはしっかりと経営指導していただきまして、農業従事者の老後の安定の為に農業者年金加入への説明をしっかりと行っていただくよう、PR活動をよろしく願いいたします。

議長 事務局から説明及び河原農政部会長から報告がございましたが、ご質問、ご

意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。
それでは、議第163号平成31年度（令和元年度）農業者年金加入推進計画について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって議第163号を承認いたします。
予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたしましたので、本会を閉会いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午前11時00分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、松崎主任、西村主事、大野主事、林主事

農業振興課農地利用調整係

佐藤係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

署名委員

署名委員